

令和8年度 第1回岡崎市入札監視委員会 定例会議 議事録

1 会議の日時 令和8年8月21日（金） 午後2時00分～午後3時50分

2 会議の場所 岡崎市役所 西庁舎7階 702号室

3 出席委員 委員長 櫻井 敬子（弁護士）
（委員数3） 委員 太田 成紀（公認会計士）
委員 竹内 孝治（大学准教授）

4 出席した事務局職員

鈴木契約課長

金原主幹、三島主任主査、岩井主任主査

高村主査、服部主査、佐藤主査

5 概 要

(1) 契約課長あいさつ

(2) 報告事項

- ・入札制度の変更点（令和8年4月～）
- ・令和8年1月から6月までの入札及び契約手続の運用状況
- ・令和8年度 工事発注計画表（業種別集計）
- ・入札参加停止の運用状況一覧表（令和8年1月～6月）

(5) 抽出対象案件の審議

対象期間：令和8年1月～6月

- ・一般競争入札 6件
- ・指名競争入札 3件
- ・随意契約 1件

(4) その他

- ・次回の定例会議について
後日、調整することとなった。

<主な質疑>

質 問 ・ 意 見	回 答
【入札制度の変更点について】 ○エリア発注ではエリアごとの業者数はバランス良く配分されているのか。 【抽出案件の審議】 1 東岡崎駅多目的広場等実施設計業務（岡崎 市明大寺本町地内） ○落札率が低い要因は何か。	○業者数がバランスするようエリアを設定しました。また、現場から遠い事業者が緊急対応する状況が生じないようにという点も考慮しております。 ○本業務は、名古屋鉄道株式会社と協働で進める、東岡崎駅の第2期整備において、新たに整備する多目的広場及び自由通路における空間活用を踏まえた内装工事の実施設計を行うものです。 入札参加資格の業種区分は「建築設計」、評定値は「260 点以上」とし、管理技術者の資格要件につきましては、「一級建築士の資格を有している者であること。」としております。また、企業の実績要件につきましては、令和3年4月1日以降に完了した「1棟で延床面積 3,000 m²以上の公共建築物の新築、増築又は改築の設計業務」かつ「図書館、美術館・博物館、総合体育館等に類する施設の新築、増築又は改築の設計業務」の実績、管理技術者には令和3年4月1日以降に完了した「公共建築物の新築、増築又は改築の設計業務」の実績を求めており、これらを満たす企業は 12 社あることを確認しておりました。 入札参加者数は3者で、株式会社日総建中部事務所が落札率 76.5%で落札しております。 一般競争入札で行っているにも関わらず参加者が少ない原因として考えられるのは、多目的広場及び自由通路における空間活用を踏まえた設計業務であり、地域交流の核となり、文化や魅力の発信、心地よい滞在空間や賑わい空間、案内機能が求められる特殊な

設計であり難易度が高いことが想定されることから、応札者が少なかったものと推察されます。また、落札率が低い理由としましては、駅前での特殊な業務の実績を得ることで、受注機会拡大に繋がるため、最低制限価格での応札となったと推察されます。

2 人流カメラシステム構築業務(岡崎市全域)

○落札率が高い要因は何か。

○本業務は、通行人の数及び性別等の属性情報を取得することができる人流分析カメラを設置し、そこで得られる情報を閲覧・加工・分析できるシステムを構築する業務です。

設置する場所ですが、岡崎市で「QURUWA地区」と呼んでいますが、東岡崎駅から、岡崎城など、目の前の乙川河川敷エリアの回遊動線のエリアのことを言います。

このQURUWA地区の回遊を数値化することで、エリア内で行う各施策の成果の測定を行うとともに、それらの情報を民間事業者等に提供することで、更なる民間投資を誘導することを目的としています。

なお、既にQURUWAエリア内には 19 台稼働しておりますが、機器の耐用年数 5 年を迎えていることから、設置位置や台数の見直しを行うとともに、人流分析カメラシステムの再構築を実施し、現状の社会情勢やまちなかの状況・需要に合わせたデータの取得・活用を見込んでいるものです。

業者の選定方法については、業種登録がコンピュータサービス（ネットワーク整備）に登録のある、業者のうち、業務規模、業務内容から勘案し、業務遂行能力及び技術力を総合的に評価し、選定したものでございます。

なお、業者選定数ですが、今回は 3000 万円以上 7000 万円未満の範囲に該当し、指名定数は 8 者となります。

落札率が低くなった要因ですが、まずこちらの入札は予定価格を事前公表しておりますので、事業者は入札の価格範囲が明確に把

握できるものになります。受注意欲の高い事業者が、最低制限価格を狙って、3者が最低制限価格ぴったりに応札してきました。なお、最低制限価格は事前には公表しておりませんが、算定基準を公表していますので、同額を狙ったものになります。

8者中5者が辞退しておりますが、本業務の発注前には、情報提供依頼、いわゆるRFIを実施しており、その中で応札意欲のある事業者を選定していました。ただ、予定価格設定については、1番最低価格の提示金額で設定しましたので、入札時は、金額が見合わない判断し、辞退したものと思われます。

3 市営住宅五位原荘1号棟・2号棟外部改修工事（岡崎市大平町地内）

○入札価格のバラつきが大きい要因は何か。

○本案件は、市営住宅五位原荘の1号棟と2号棟の屋上防水を目的に工事を行うものです。

入札は酒井建設が予定価格超過、白龍建設が失格基準価格未満で失格、杉林建設がほぼ予定価格で落札しており、入札価格のバラつきが大きい状況でした。

このバラツキの理由として、建築工事の積算の手間難しさ以外にも中東情勢による資材流通の不安定さが挙げられます。

なお、失格基準価格未満であった理由としては、積算で適正に積上げできていなかった可能性も考えられます。

4 岡崎市こども発達医療センター医事業務（岡崎市欠町地内）

○落札率が高い要因は何か。

○本業務は、こども発達医療センターにおける外来患者の受付や証明書の交付等を行う「外来医事業務」及び、診療報酬明細書の作成や集計、レセプトのオンライン請求等を行う「診療報酬明細書関連業務」です。

これらの業務は、医療事務に関する専門的な知識を有していることや診療報酬制度の変更に迅速、正確に対応することが求められ

○長年受注している業者以外は辞退しているが、入札における価格設定は適正と考えるか。

5 配水支管布設工事（岡崎市大平町地内）

○エリア発注を行った案件はどのような状況であったか。

ており、専門業者へ委託することで、業務の効率化や正確性を確保するものになります。

参加者につきましては、業者名簿の業種名「その他の業務委託等（医療事務）」に登録のある業者のうちから、「外来医事務」「診療報酬明細書関連業務」の2業務を一元的に担うことが可能な8者を指名しています。

ソラスト以外が全員辞退している理由ですが、本業務は、平成29年のセンター開設当初から現在に至るまでずっとソラストが落札、受注しています。

令和4年では、ソラストの独禁法違反により入札参加停止処分を受けたことから、令和5年の入札では、ソラストを排除して入札を行いました。全員辞退し不調となり、結局ソラストと特命随意契約を行いました。

辞退理由は、主に人材不足や価格が見合わないことが挙げられています。価格設定については、基本的には事業者の見積りにより設定していますが、ソラストは本施設の開設当初からの受注をしていること、また岡崎市民病院もソラストが長年受注しており、ソラストにとって、岡崎市の受注意欲が高く、破格の値段で対応していただけているという実態が推測されます。

○予算を設定する際に、業務では実績業者等から見積りを取り、金額を決めます。その際に、各社の見積金額の平均でなく、最低価格を採用するルールとなっているため、このような状況が生まれています。方法自体に問題はないと考えています。

○本工事は、50mmのポリエチレン管を延長39.5m布設する工事になります。

令和8年度の入札から、予定価格2500万円未満の水道施設工事の市内に限り、北部エリアと南部エリアに限定して発注ができる基準を作成しております。

このエリア別の基準を作った経緯として、最低制限価格と同額によるくじ引きによって落札者を決定する事例が多発しており、また休日夜間の緊急対応が良くある水道施設工事の業者を育成する観点から、限定入札をできる規定を設けております。

5 者中 3 者が最低制限価格と同じ金額で札入れをし、倉橋設備工業がくじ引きで落札しました。

水道施設工事の配水管布設工事では、通常は 10 者を超える場合が多いため、この入札では、くじ引き競争の緩和ができたと考えます。

6 舗装修繕工事（その 1 1）（週休 2 日）
（岡崎市滝町地内 市道岡崎環状線（1 - 2））

○本件はくじ引きによる落札が多いとされる舗装工事で高額だが、参加者が多い要因は何か。

○本工事は、市道岡崎環状線のアスファルト舗装工3280㎡と、路上路盤再生工3240㎡を施工するものです。

11 者中 2 者は1000円低く、9 者が最低制限価格と同じ金額で札入れをし、くじの結果、日本アメニティーテクノロジー(株)が落札しました。

参加者が多い理由として、舗装工事は積算にかかる手間が比較的少なく、参加しやすい業種の 1 つであり、また高額の場合であるため参加者が多かったと考えられます。

このように、舗装業についても、くじ引きによる競争が激化している現状がございます。この 1000 円の誤差が発生する原因ですが、経費の切上げ、切り下げをミスしてしまった結果と思われます。この 1000 円の差の失格については、やや問題を感じております。愛知県は 1 万円単位でまらめているため、ミスが起きにくいと考えられますので、ここは見直しを検討してもよいのではと考えているところでございます。

○1 万円単位がよいのか%単位がよいのか

はわからないが、もう少し最低制限価格の単位に幅を持たせてもよいと感じる。

7 岡崎市役所本庁舎設備総合保守管理業務（岡崎市朝日町ほか3箇町地内）

○参加者数が少ない要因は何か。

○本業務は、市役所本庁舎である、東庁舎、福祉会館、西庁舎、西庁舎南棟、中空連絡通路、分館、東駐車場、公用車庫の、電気・空調・給排水設備の運転管理及び保守点検を委託するものでございます。

主な業務内容としましては、電気事業法に基づき第3種電気主任技術者を選任するとともに、電気、空調設備管理経験者を運転員として常駐させます。

日常的な設備の運転管理と、空調設備の冷・暖房の切替え整備や定期的な保守、電気設備等の法定点検を行うものでございます。

参加業者が少ない理由ですが、今回より、入札方法を、指名競争入札から、一般競争入札に変更をしたことにより、過去に指名を受けていた事業者としては、一般競争入札の認知度が低かったのかもしれませんが。一応、システムから公告の案内メールは送られております。

入札条件につきましては、「令和2年4月1日以降に、延床面積10,000㎡以上の愛知県内の公共施設において、同種業務を元請けとして12か月以上継続して履行した実績があること。ただし、現在履行中である場合、令和8年3月31日時点で12か月以上継続して履行するものも実績として取り扱うものとする。」としています。

この条件に当てはまる業者数は、準市2者、市外（県内）11者の合計13者は確認しておりますので、参加条件のハードルが高いということもございません。真に受注意欲のある2者が応札したと考えております。

開札の結果としては、2者とも最低制限価格をわずかに下回り、失格となりました。受注意欲が高く、最低制限価格ギリギリを狙っ

た結果と思われます。

なお、不調の要因として、設計には特段不備が無く、積算に問題はないことから、本来は同条件により再度の入札に付すべきものですが、業務履行のための準備、現契約者からの引継ぎのため、業務開始の1か月前には契約者を決定しておく必要があり、再度の入札に付す時間的余裕がなかったことから、応札者のうち低価格で入札した「株式会社シミズ・ビルライフケア 東海支社」に応札価格の根拠についてヒアリング及び入札金額の内訳を確認し、適正な業務履行と品質の確保が可能であることを確認できたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当し随意契約を行いました。

8 岡崎市立美川中学校北棟大規模改修工事（岡崎市丸山町地内）

○どのような経緯で再入札となったか。

○本工事は、校舎の長寿命化と機能向上のための大規模改修及びEV棟の増築を行うものでございます。

1回目入札では、3者が6億円を超える札入れをしております。予定価格が公表されていないためか、超過した結果となりました。

入札回数が初度の入札を含め、2回以上を限度とする入札で開札した場合、税抜予定価格の制限の範囲内に価格がない時は、再度の入札を行うとしており、2回目の入札を行いました。

通常ですと、予定価格が事後公表の場合は、落札決定されるまで金額の公表はしないのですが、今回の案件は予定価格が税込みで1億5000万円を超えていることから、2回目入札の際に予定価格を公表したものになります。丸ヨ建設は積算との乖離が大きいことが判明したことで、2回目入札を辞退したものと考えられますが、他の2者は再入札で札入れがあり、総合評価方式による入札の結

9 農業集落排水処理施設運転管理業務(岡崎市全域)

○契約金額が前回発注のほぼ2倍となった理由は何か。

10 南公園転落防止柵修繕工事(岡崎市若松町地内)

○随意契約の理由は何か。また、同事業者が受注した南公園S L上屋修繕工事と業種が異なるのはなぜか。

果、評価点を入札価格で割った評価値が高かった中根組が落札しました。

○本業務は、10地区の処理場と119箇所マンホールポンプ所など全129施設の保守点検、運転操作、水質監視などの運転管理を委託するもので、3年の長期継続契約となります。

今回の契約より委託する内容を見直しており、計測機器などの定期整備や処理場で必要となる薬品の購入などを追加しており、契約金額が高くなっております。

○本工事は、令和9年4月にリニューアルオープン予定の南公園内にある転落防止柵の修繕を行ったものです。

現在南公園では、再整備のためPFI事業の事業者である岡崎南公園マネジメント株式会社が、全面整備中でございます。

敷地内は完全閉鎖し、原則関係者以外が立ち入れない状況となっております。

朝日工業株式会社は、当該PFI事業の構成企業であり、当該業者が施工することで、再整備事業区域内の工程スケジュールとの調整、連携ができ、工事ヤードの共有が可能であるため、工期の短縮および経費節減の面で有利となります。

また当該業者は公園施設の整備のうち、池周辺の施設整備を担っていることから、再整備事業と本工事で、施工責任者が明確となり、安全・円滑かつ適切な施工体制が確保できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号、「競争入札に付すことが不利であるとき」に該当し、随意契約を行ったものでございます。

なお、本件の業種についてですが、「造園工事」で発注しています。一方、類似工事の

発注で、案件一覧の内、随契の25番、「南公園S L上屋修繕工事」は、「とび土工コンクリート工事」で発注しています。

この違いにつきましては、原則的には、公園内の工事は、「造園工事」で発注することが建設業法における業種の考え方としてありますので、公園内整備である柵修繕は「造園工事」とし、S Lの方は、公園内工事ではあるものの、工事内容的に、屋根交換における足場設置が主な工事になりますので、公園整備としてではなく、とび土工とした判断であったようです。